



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第一次朝鮮教育令下における日本語普及・強制政策：「国語講習会」「国語講習所」による日本語普及政策とその実態
Author(s)	井上, 薫
Citation	北海道大學教育學部紀要, 66, 33-56
Issue Date	1995-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29458
Type	departmental bulletin paper
File Information	66_P33-56.pdf



第一次朝鮮教育令下における日本語普及・強制政策

——「国語講習会」「国語講習所」による日本語普及政策とその実態——

井 上 薫

The Policies of the Expanding Japanese Language
under the Korea's Education Rescript of 1911;
Policy of the Expanding Japanese Language and its Actual Condition
by the "Japanese Language Class (Kokugo-Koshukai)".

Kaori INOUE

目 次

はじめに	33
第一章 「国語講習会」優遇による日本語普及政策	36
第一節 「国語講習会」への補助と「私設学術講習会」の統制	36
第二節 「私設学術講習会ニ関スル疑義ノ件」の成立過程	37
第二章 「国語講習会」「国語講習所」の実態	41
第一節 「国語講習会」「国語講習所」の実態に関する史料状況	41
第二節 忠清北道1912年度の「国語講習会」 —公立普通学校主導の日本語講習—	42
第三節 忠清北道1913年度の「国語講習所」 —警察官・憲兵主導の日本語講習—	44
第四節 江原道における「国語講習所」「国語講習会」	48
第五節 朝鮮全道1916年における「国語普及ニ関スル施設調査」	51
むすび	55

は じ め に

朝鮮（大韓帝国）植民地化の過程で、支配国の言語である日本語を普及することは、幣原坦の「韓国教育改良案」に見られるように統監府設置以前から中心課題の一つであり^{*1}、「韓国併合」前後の日本国内においても、また朝鮮総督府においても揺るぎない大方針の一つであった^{*2}。さらに、「韓国併合」に至る過程で、日本の政治権力が主導して、朝鮮語を知らない日本人官吏を中央・地方官庁に大量配置し、これにあわせて日本語能力を有する朝鮮人官吏の配置を進める等、朝鮮における日本語使用の機会を着実に固めていた^{*3}。

1911年11月から施行させた第一次朝鮮教育令のもと、朝鮮総督府が朝鮮人子弟に対して公立普通学校を中心とした「国語（＝日本語）」教育を強力に押し進めたことは周知の事実である。しかし、その公立普通学校は朝鮮総督府支配の初期において私立学校や書堂に比してまだ劣勢であり、1919年に始まる三面一校計画までは、公立普通学校の推定就学率はせいぜい1～3％に過ぎなかった^{*4}。従って、三・一独立運動の頃まではこれら私立学校や書堂に対する規制・統制を行ない日本語を教授させる諸政策をとる一方で、未就学令児童や学令児童以外に対する日本語普

及も課題であった。私立学校や書堂に対する諸政策については別稿に譲り、本論文では日本語教育の対象を児童・生徒に限定しない「国語講習会」「国語講習所」の存在に着目する。なお、本来「会」は組織、「所」は場所を示すものであり、厳密に言えば区別すべきものだが、ともに日本語普及施設という性格を持つので、差し当たり同じ範疇のものとして取り扱う。また、史料では「国語講習会」と「国語夜学会」を時に区別して用いているが、統計上は分離して考察できないので、これも同じ範疇のものとして取り扱うことにする。

植民地末期、朝鮮総督府は朝鮮人男子に対して徴兵を行ない、「皇軍」として戦場へ送った。その前提として、朝鮮軍は朝鮮人に対してそれまで以上の日本語能力を修得するよう強要した。初等教育機関の推定就学率がようやく約50%^{*5}になったといわれるこの時期に「国語常用全解運動」を掲げ、日本語普及・強制に重要な働きをなしたのが「国語講習所」、あるいは青年訓練所であり、これらが日本語教育機関として一般の学校教育を補う形で機能した^{*6}。このように、「国語講習所」は日本語の普及・強制のため戦時下において重要な働きを担ったのだが、いったいその初期形態はどのようなものであったのだろうか。

従来、日中戦争期以前の「国語講習所」に関しては、朝鮮人の民族的教育機関である労働夜学、私設学術講習会研究にかかわって言及されてきたに過ぎない。具体的には、三・一独立運動以後に「教育熱」向上の傾向が高まり、集会・結社の自由が若干認められた後の1920年代、夜学を中心とする民族教育が「私設学術講習会」で展開したことが幾つかの先行研究で明らかにされている。日本では渡部学^{*7}、石川武敏^{*8}が、大韓民国では姜東鎮^{*9}、盧榮澤^{*10}、朱秀雄^{*11}が朝鮮民族の独自の教育の営みとして私設学術講習会を取り上げた。渡部論文は、「当局の奨励要因が濃い」「国語（日語）普及のための」「私設学術講習会」の存在に触れてはいるが、1923年に全数383中の「三割程度」と指摘するにとどまっている^{*12}。石川論文も、後述の「私設学術講習会＝関スル疑義ノ件」から、1920年代の官公立学校および警察・憲兵、官庁関係主催の私設学術講習会は民族教育機関とは別な系列であることを述べている。しかし、「武断政治」期といわれる1910年代、朝鮮総督府初期の「国語講習所」の様態について論じられたものは管見の限り存在しない。

また、この私設学術講習会の管理・弾圧政策検討の際、引き合いに出されるのが、1913年1月15日朝鮮総督府令第3号「私設学術講習会＝関スル件」、およびこれに関する疑義を示した照会と回答「私設学術講習会＝関スル疑義ノ件」（同年3月14日）であった。ところで、この「私設学術講習会＝関スル疑義ノ件」には「国語普及ノ目的ヲ以テ府・郡・警察官署・官立学校等ニ於ケル官吏教官ノ主催ニ依リテ成立シタル国語講習会ニシテ是等諸員ノ講師タル場合ハ官署又ハ学校ノ付随事業ト認メ右府令ヲ適用セザルコトニ決定相成候条了承相成度此段及回答候也」とある^{*13}。朝鮮総督府にとっては、ここに見られる「国語普及ノ目的ヲ以テ府・郡・警察官署・官立学校等ニ於ケル官吏教官ノ主催ニ依リテ成立シタル国語講習会」の設立・積極的利用こそ「私設学術講習会＝関スル疑義ノ件」通牒の目的であって、本論文ではこの通牒を、朝鮮総督府が「国語普及ノ目的」にかなうこの「国語講習会」「国語講習所」を、特別扱い（＝優遇）した重要な政策として取り扱う。

以上、本論文では「韓国併合」後、三・一独立運動までの朝鮮総督府統治初期の「国語講習所」および「国語講習会」を取り上げ、「私設学術講習会＝関スル疑義ノ件」を中心とした、この時期の朝鮮総督府の日本語普及・強制政策がどのようなものであったのかを解明する。また、特

例措置を受けた日本語教育機関「国語講習所」の実態に迫ることによって、これらがどんな働きを担っていたかを具体的に明らかにしたい。史料には、学務例規をはじめとした『朝鮮総督府文書』（大韓民国総務處政府記録保存所蔵）、三・一独立運動以前は唯一の朝鮮語新聞であった《毎日申報》^{メイリスンボ}の報道を利用する。

なお、本論では、史料引用の際、原則的に旧漢字、合字を新字体、現代仮名遣いに改めた。また、朝鮮語による文献には《 》を、朝鮮語による論文・新聞記事題目には〈 〉の記号を用いた。この際、特にことわりのないものは井上訳である。

はじめに 註

- * 1 拙稿「韓国統監府設置前後の公立普通学校体制形成と日本語普及政策」『日本の教育史学』第34号、1991年10月。
- * 2 拙稿「日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策——第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与」『北海道大学教育学部紀要』第62号、1994年1月。
- * 3 拙稿「日本帝国主義の朝鮮における植民地教育体制形成と日本語普及政策」『北海道大学教育学部紀要』第58号、1992年6月。
- * 4 学令児童の数が不明のため、正確にはよくわからないが、弘谷多喜夫・広川淑子「日本統治下の台湾・朝鮮における植民地政策の比較的研究」『北海道大学教育学部紀要』第22号、1973年11月、32頁では、1～3%としている。なお、就学率＝在学者÷学令児童×100、学令児童＝各年度朝鮮人人口×160÷1,000と計算している。また、公立普通学校のみの数値は示されていないが、木村光彦「韓国（朝鮮）における初等教育の普及・1911～1955年」『アジア研究』第34巻第3号、1988年1月、77頁では、学令人口・全人口比を17%として計算している。古川宣子「植民地期朝鮮における初等教育——就学状況の分析を中心に」『日本史研究』第370号、1993年6月、40頁では推定学令人口を総人口の0.156として計算し、就学率1.0～3.1%の数値を出している。
- * 5 柏木宏二「朝鮮教育令改正の趣旨と其の使命」『朝鮮』第336号、1943年5月、47頁に掲載されている「朝鮮学令児童就学状況累年調」によれば、1942（昭和17）年の朝鮮人学令児童就学率は、男75.5%、女33.1%で平均54.5%となっており、前掲古川論文40頁では、1942年度の国民学校（表中では「普通学校」）の就学率が44.4%、1943年度で49.0%、国民学校と簡易学校を加えた就学率が1942年度で47.4%、1943年度で51.3%となっている。また、総督府は1946年度から義務教育実施を計画していた。
- * 6 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985年。特に、114—118頁を参照。
- * 7 渡部学「『私設学術講習会』の「露頭」——日政時代私学初等教育の一領域」『韓』第3巻第10号、1974年10月。
- * 8 石川武敏「一九二〇年代朝鮮における民族教育の一段面——夜学運動について」『北大史学』21、1981年8月。石川武敏「『東亜日報』にみられる夜学に関する一覧表（1920—1928）」『史朋』14、北海道大学文学部東洋史談話会、1982年1月。
- * 9 姜東鎮（カンドンデン）著／阿部洋訳「日帝支配下の労働夜学」『韓』第3巻第10号、1974年10月。
- * 10 盧榮澤（ノ ヨンテク）『日帝下 民衆教育運動史』探求堂、ソウル、1992年1月（初版は1979年）。
- * 11 朱秀雄（チュ スウン）「韓国における日本語教育に関する研究（Ⅲ）——日帝時代の日本語教育(3)」『京畿大校論文集』第22輯、1988年7月。
- * 12 前掲渡部論文（*7に同じ）、77頁。

*13 学第341号；朝鮮総督府学務局学務課編纂『朝鮮学事例規』朝鮮教育会，1938年7月，921頁。

第一章 「国語講習会」優遇による日本語普及政策

第一節 「国語講習会」への補助と「私設学術講習会」の統制

従来「国語講習所」に関する朝鮮総督府の政策は、先に触れた「私設学術講習会ニ関スル件」および「私設学術講習会ニ関スル疑義ノ件」程度しか知られておらず、この「国語講習会」「国語講習所」の起源も定かではない^{*1}。しかし、「国語講習会」がなかったという意味ではなく、朝鮮総督府が意図的に関与した起源という意味のことである。実際、新聞報道によれば個別例は多く、道単位の動きは1911年6月に慶尚南道^{*2}、京畿道^{*3}、1912年3月に平安北道^{*4}の例が見られる。入手できた史料から判断する限り、朝鮮総督府の「国語講習会」への関与は、以下のように1912年5月頃となる。

1912年4月17日、地方費補助中の各種学校補助に関する通牒が出されており^{*5}、これを補う形の通牒「各種学校補助費ニ関スル件」が1912年5月20日、内務部長官宇佐美勝夫から各道長官へ、以下のように発された。

「客月十七日付学第二六二号ヲ以テ及通牒置候貴道地方費補助中各種学校ノ補助ハ国語普及奨励ノ必要上国語講習会ニ補助相成候モ差支無之候様御了知相成度依命此段及通牒候也

追テ本文ノ補助ヲナシタルトキハ所在地竝事業ノ大要ハ補助額其ノ他参考トナルヘキ事項ヲ具シ御報告相成度此段申添候也

理由

本件ハ本年四月道長官會議ノ際忠清北道長官ノ提出意見ニ対シ総督ヨリ詮議スヘキ旨指示セラレタルニ基キ立案シタルモノトス

参照 忠清北道長官提出意見大要

国語夜学会奨励ノ為メ私立学校補助費ハ之ヲ教育奨励費等ノ名義ニテ利用ノ範圍ヲ拡張シ広く地方文化ノ発達ニ資スヘキ事業ノ助成ヲ図ルヲ便ナラシメンコトヲ望ム^{*6}

総督府はこの通牒で、本来は私設である「国語講習会」に対しても「国語普及奨励ノ必要上」、「地方費補助」を「補助」しても「差支無」と伝えており、これは同年4月15～22日に開かれた道長官會議^{*7}の忠清北道長官意見——「国語夜学会奨励ノ為メ私立学校補助費」を「利用」「拡張」すべき——に基づいて内務部学務局が「立案」したものだった。さらに、この補助によって、「私立学校補助」と同様に^{*8}（但し、記載すべき事項は私立学校補助よりは簡略）各道には補助した講習会の「所在地竝事業ノ大要」等、「補助額其ノ他参考トナルヘキ事項」を総督府へ「報告」する義務が生じた。

次に、1913年1月15日、朝鮮総督府は「私設学術講習会」に対して「私設学術講習会ニ関スル件」を定め、「私人ニシテ学術研究ノ為講習会ヲ開催セムトスルトキ」には、①講習の目的、②講習の期間及場所、③講習の事項、④講習員の資格及定数、⑤講師の住所、氏名及経歴、⑥経費支弁の方法の6項目について「道長官」の「許可ヲ受」けるように命じた^{*9}。第三条に「道長官ハ

講習会ニシテ其ノ方法不適當又ハ有害ナリト認メタルトキハ之カ変更ヲ命シ又ハ第一条ノ認可ヲ取消スコトヲ得」と規定したことからもわかるように^{*10}、総督府は私設学術講習会に対して管理・統制を始めたのである。

ところで、これより早く、朝鮮総督府は1912年11月22日の訓令で「朝鮮総督府報告例」を公布している^{*11}。これにより「各道知事」を通して各地の「国語講習会」状況を調査し、その結果を「国語講習会状況報告表」（年報）として掌握できる体制をとった。「報告例第二六七号」表中には次の9項目がある。それらは①名称、②主催者、③位置、④期間、⑤時間、⑥教科目、⑦講師数、⑧講習員数（男女計）、⑨経費、であった。「国語講習会状況報告表」の「報告期」は「翌年度六月末日」となっているので、総督府では遅くとも1914年度には「国語講習会」に関するこれらのデータを掌握できていたと考えねばならない^{*12}。また、「報告例」には「私設学術講習会」に関する調査・報告項目はない。つまり、朝鮮総督府は「私設学術講習会」の把握以前に、まず「報告例」を通して「国語講習会」の把握を行ない、その後「私設学術講習会ニ関スル件」によって「私設学術講習会」に関する状況把握を行なおうとしたという順序が確認できる。このように総督府では、その初期から「国語講習会」を「私設学術講習会」とは区別して考えていたと判断してよいだろう。

参考までに、幾つかの道における日本語普及に関する動きを見ておこう。朝鮮総督府の1912年5月、11月の通牒・訓令に対応しているか否かは確定できないが、新聞報道では次に述べる「私設学術講習会ニ関スル疑義ノ件」（1913年3月）までに、京畿道、平安北道の各道レベルで「国語普及を図る適切な方法如何」^{*13}、「国語夜学会の施設及費用」^{*14}等の諮問がなされ、あるいは、全羅北道では朝鮮人教育に関する「1912年度における重要事項」の中で「国語普及方法の研究」が「更新研究」の一項目として盛り込まれており^{*15}、それぞれ日本語普及に関する方法をめぐって模索をしていたことが報じられていた。

第二節 「私設学術講習会ニ関スル疑義ノ件」の成立過程

次に、「私設学術講習会ニ関スル疑義ノ件」をめぐる動きについて整理したい。

この通牒は『朝鮮総督府文書』の「学務」関係、1911～1914年の「例規綴」中に存在し、関係文書とあわせ「私設学術講習会ニ関スル件」という題目で綴られている。

この綴りによれば、発端となったのは次に掲げる平安南道長官から朝鮮総督府内務部長官にあてられた1913年2月6日付秘五七「私設学術講習会ニ関スル件」という「照会」文書であった。

「照会

私設学術講習会ニ関スル件

大正二年一月十五日付朝鮮総督府令第三号ヲ以テ私設学術講習会取締ニ関スル件発布相成候処近時各地方ニ於テ盛行ハレツ、アル国語講習会ノ如キモ本則ノ所謂学術講習会ノ部類ニ属スヘキモノハ多クハ公立普通学校府郡庁警察署憲兵所等ノ職員ナレトモ勿論私人トシテ関係セルモノニ有之候ニ付国語講習会ヲモ本規則中ニ包含スルモノトセハ本規則ニ拘束セラル、コト、ナリ勢ヒ今後国語普及上多少ノ障碍ナシトモ限ラレス候条可成包容セサルモノト解釈致度候得共尚為念一応貴意ヲ了シ度及照会候也」^{*16}（トモは合字）

これによれば、「私人」ではあるが「公立普通学校府郡庁警察署憲兵所等ノ職員」により「国語

普及」のために開催している「国語講習会」が、「私設学術講習会取締ニ関スル件」（下線は井上）で「拘束」されれば「国語普及上」「障碍」がおこるため、一般の「私設学術講習会」には「包容」しないように取り扱いたい、という趣旨であった。『朝鮮総督府官報』等では下線の「取締」の二文字はないが、少なくとも平安南道では先の「私設学術講習会ニ関スル件」を、「取締」まるための朝鮮総督府令だと明確に意識していたことが読み取れる。そして、この「照会」に対して内務部長官が示したものが、次に掲げるいわゆる「私設学術講習会ニ関スル疑義ノ件」であった。

1913年3月14日付学第341号「私設学術講習会ニ関スル疑義ノ件」も、上記の綴りでは「私設学術講習会ニ関スル件」という題目であった。また、若干ではあるが、綴りから通牒案を推敲したあとが確認でき、どの部分に強調点があるかを垣間見ることができる。なお、〔 〕内は追加押印されている箇所である。

「私設学術講習会ニ関スル件

平安南道長官ヨリ本年一月朝鮮総督府〔令〕第三号「私設学術講習会ニ関スル件」ノ適用ニ関シ別紙ノ通照会有之候處右ハ府郡、警察〔官〕署、学校等ニ於ケル官吏教官ノ主催ニ依リテ成立シタル国語講習会ニシテ是等諸員ノ講師タル場合ハ官署又ハ学校ノ付随事業ト認メラレ右府令ノ適用ヲ受クルモノアラサルコトニ御決定ノ上第一案ノ通該道長官ニ御回示相成尚為念第二案ノ通各道長官ニ御通牒相成可然哉仰高裁

第一案

内務部長官

平安南道長官宛

本〔客〕月六日附平南秘第五七号御照会本年一月朝鮮総督府令第三号ノ適用ニ関スル件右ハ国語普及ノ目的ヲ以テ府、郡、警察〔官〕署、〔公立〕学校等ニ於ケル官吏教官ノ主催ニ依リテ成立シタル国語講習会ニシテ是等諸員ノ講師タル場合ハ官署又ハ学校ノ付随事業ト認メ右府令ヲ適用ヲ受ケサルモノニ〔セサルコトニ決定相成〕候条了承相成度此段及回答候也

第二案

内務部長官

各道長官宛（平安南道ヲ除ク）

本年一月朝鮮総督府令第三号「私設学術講習会ニ関スル件」ノ適用ニ関スル平安南道長官ノ照会ニ対シ別紙ノ通及回答候条為参考此段及通牒候也

別紙

平安南道長官ニ対スル通牒謄写」*17

この後に「朝鮮総督府令第三号ノ私設学術講習会ニ関スル件」が参考として綴られているが、ここでは省略する。

さて、若干の追加訂正部分に対する考察を行なう前に、もう一点、次の史料を提示しておきたい。これは、やはり同件にあわせて綴じられており「大正二年二月十日接受、同年同月十二日起案」の「私設学術講習会ニ関シ回示ノ件 案（親展）」となっているが、「件名」のほぼ上を交点として大きな「×」印がつけられ、その下の欄外に（あるいは付箋で）「改案」と記されている。

「※私設学術講習会ニ関シ回示ノ件

案（親展）

改案

内務部長官※

（※間全体に「×」印あり・井上）

平安南道長官宛

本月六日附平南秘第五七号御照会本年一月府令第三号ノ適用ニ関スル件御見解ノ通国語普及ノ為メ府郡、公立学校其ノ他ノ官庁ノ賛助幹旋ニ由リ開催スル国語講習会ノ如キハ本令ノ適用ヲ受ケサルモノ「義」ト御承知相成度此段及回答候也」^{*18}

この「私設学術講習会ニ関シ回示ノ件 案」（以下、「回示ノ件案」とする）と平安南道長官宛「第一案」を比べたとき、顕著な差異は①「警察〔官〕署」の位置付けと②「私立学術講習会ニ関スル件」の適用外となる「国語講習会」の規定である。①の「警察〔官〕署」は「回示ノ件案」では「其ノ他ノ官庁ノ賛助幹旋ニ由リ開催スル国語講習会」に含まれ、文面上には現われてこない。これを「第一案」で明記したこと。これは、警察主催にかかわる「国語講習会」が実際にある比重を持っていた実情を反映したものと考えられ、詳しくは第二章で論及する。②については、「回示ノ件案」で「国語普及ノ為メ府郡、公立学校其ノ他ノ官庁ノ賛助幹旋ニ由リ開催スル国語講習会」と規定していたものが、「第一案」では「国語普及ノ目的ヲ以テ府、郡、警察〔官〕署、〔公立〕学校等ニ於ケル官吏教官ノ主催ニ依リテ成立シタル国語講習会ニシテ是等諸員ノ講師タル場合」となった。つまり、公的機関の単なる「賛助幹旋」だけではなく、「是等諸員」が「講師」であることを条件に加えたことがわかる。また、この“適用除外規定”は最終的に、受け身的な「適用ヲ受ケサル」という表現から、朝鮮総督府内務部が自らの意思をもって「適用セサルコトニ決定」したという表現に変えられた。さらに、私立学校を含めた「学校」の主催ではなく、「公立学校」（その数の多さから、実際には“公立普通学校”）が、正規の授業のみならず、その時間外に行なう「国語普及」においても重要視されたと言わなければならない。また、補助を得るためには、これら「府、郡、警察〔官〕署、〔公立〕学校等」の「官吏教官」が「主催」することが条件であったから、正規勤務以外にも、かなりの労働奉仕を必要としたであろう。この「国語普及」の推進機関である「国語講習会」が機能するためには、それなりの優遇措置が必要だったのである。

「私設学術講習会ニ関スル件」の一連の文書には、もう一件、1913年3月7日付で平安南道長官から再度内務部長官にあてられた次のような「照会」，「私設学術講習会ニ関スル件」（学五七）も残っている。

「照会

私設学術講習会ニ関スル件

客月六日付平南秘第五七号ヲ以テ私設国語講習会ハ本年一月府令第三号ノ拘束受否ニ関シ及照会置候処差掛リ解決ヲ要スル事実モ有之候ニ付至急何分ノ御回答ヲ為度再度及照会候也」^{*19}

すなわち、2月6日に「照会」を出した平安南道では、「解決ヲ要スル事実モ有之」ため、総督府に再照会を行なっていたのであった。総督府が3月14日に出した通牒は、2月26日に起案されたものだったから^{*20}、実際は総督府での検討中に催促「照会」が届いた格好になる。なお、この通牒の各道から各府郡への通知・徹底は月末あるいは4月に行なわれたことを付言しておきたい。^{*21}

以上のように、「私設学術講習会ニ関スル疑義ノ件」（史料では「私設学術講習会ニ関スル件」）

は、1913年2月6日に平安南道から出された照会を基本的に引き受けて発されたものであるが、一旦は総督府が2月12日に「回示ノ件案」として起案し、何等かの理由で改案され、最終的には2月末に起案され決定に至ったものであった。内容的には、この改案の過程で「警察官署」と「公立」学校が明記されるに至った。これらが「国語講習会」においてどのような位置を占めていたかは次章の検討課題とする。

この「私設學術講習会ニ関スル疑義ノ件」は、それまで「近時各地方ニ於テ盛ニ行ハレツ、アル」（2月6日照会）「国語講習会」を「私設學術講習会」とは区別して便宜を与え、官主導で日本語を普及・拡大させる方向を決定づけたものであった。

第一章 註

- * 1 現段階では、いつから、どのような経緯で「国語講習所」「国語講習会」が設置されるようになったかは定かではない。稲葉継雄は、「韓国併合」以前の日語学校について詳細な実証研究をしており、この中でいくつかの日語講習所・夜学が散見されるが（①稲葉継雄「旧韓末の日語学校（補遺）」『文藝言語研究（言語篇）』17，筑波大学文芸・言語学系，1990年1月，127-128頁，②稲葉継雄「旧韓末の私立学校における日本語教育」『文藝言語研究（言語篇）』18，筑波大学文芸・言語学系，1990年9月，87-92頁），現段階ではこれらと「国語講習会」「国語講習所」との関係を確かめる史料を持ち合わせていないので、この究明は今後の課題としたい。
- * 2 慶尚南道では、「龍南，蔚山，河東，山淸，昆陽，巨濟等各郡では地方人民の懇望に依って憲兵及警官等が公務余暇を利用して朝鮮人に国語を教授」という記事が残っている（〈慶南人民の国語熱心〉《毎日申報》第1689号，1911年6月8日付）。
- * 3 京畿道では、「最近管内に国語夜学会を設立した数を調査したところ，専門に設立したものが二十二處，各公私立学校に付設した数が二十五處であり，現今入学修業する學員が一千七百二十七名」であった（〈京畿管内の国語夜学会数〉《毎日申報》第1708号，1911年6月30日付）。これによれば，1911年6月の「国語夜学会」数が確認でき，「公私立学校」「付設」という形態が半数以上存在したと，47箇所で1,727名の講習員が存在したことがわかる。管見の限り，道以上の単位で「国語講習会」関係の状況を示す最も初期の史料である。
- * 4 「平北管内で最近調査した教育統計」として「国語夜学会」の数につき，若干の項目が判明する。これによれば，「国語夜学会」が73，教師が30名，生徒が337名存在した（〈平北の教育機関〉《毎日申報》第1931号，1912年3月28日付）。
- * 5 * 6で引用する文書が綴じられている綴りには，1912年4月17日付学第262号の通牒は残されていないかった。
- * 6 学第601号「各種学校補助費ニ関スル件」『朝鮮総督府文書』学務；1911～1914年例規綴，文書番号20（大韓民国総務處政府記録保存所所蔵：マイクロフィルム）。
- * 7 〈道長官會議（第一日）〉《毎日申報》第1946号，1912年4月16日付，および〈道長官會議終了〉《毎日申報》第1952号，4月23日付。なお，4月20日の最後に「各道長官の提出問題に対して意見を陳述」する部分があった（〈道長官會議終了〉《毎日申報》第1951号，4月21日付）。
- * 8 稲葉継雄は，旧韓末において，既に「各道」の判断による「補助指定」という形態が存在していたことを指摘している（稲葉継雄「旧韓国官公立普通学校の日本人教員——教員人事を中心として」『筑波大学地域研究』11，1993年3月，12頁）。
- * 9 朝鮮総督府令第3号「私設學術講習会ニ関スル件」『朝鮮総督府官報』第135号，1913年1月15日号。

- *10 第一条には「私人ニシテ學術研究ノ為講習会ヲ開催セムトスルキハ左記各号ノ事項ヲ具シ道長官ノ認可ヲ受クヘシ」と記されたあと、本文に示した①～⑥の各号が掲載されている。
- *11 朝鮮総督府訓令第20号「朝鮮総督府報告例」『朝鮮総督府官報』第95号, 1912年11月22日号。施行は, 1913年1月1日。なお、『官報』では「別冊, 別表」が略されているので, 「報告表」は止むを得ず, 入手することができた『大正元年朝鮮総督府訓令第20号朝鮮総督府報告例(甲号)』(大正十二[1923]年一月一日改正)によった。さらに, この1912年11月の「朝鮮総督府報告例」以前にも, 1911年6月15日, 朝鮮総督府訓令第55号で「朝鮮総督府報告例」が出されており, 1912年11月の「報告例」は, いわば全面改正したものということになりそう。この1911年6月「報告例」も「別冊ハ略」されているので, 具体的な報告内容は不明である。
- *12 ただし, *11の事情から, あくまでも「国語講習会」関係に変更が無かったと仮定してのものであり, 厳密には1924年(1923年の翌年度)以降, 場合によっては1911年6月「報告例」の実施時点からとなる。
- *13 <京畿道参事諮問会>《毎日申報》第2103号, 1912年10月17日付。
- *14 <平北庶務主任会議>《毎日申報》第2129号, 1912年11月17日付。
- *15 <全北学事一班・鮮人教育の今昔>《毎日申報》第2192号, 1913年2月2日付。
- *16 1913年3月14日学第341号「私設學術講習会ニ関スル件」『朝鮮総督府文書』学務; 1911~1914年例規綴, 文書番号44(大韓民国総務處政府記録保存所所蔵)。
- *17 *16に同じ。
- *18 *16に同じ。
- *19 *16に同じ。
- *20 *16に同じ。
- *21 京畿道の場合, これを1913年3月28日「私設學術講習会に関する件」として内務部長が各府尹郡守宛に通牒し(<法令付録・京畿道第七号; 1913年3月28日, 道通牒第48号, 内務部長発府尹郡守宛「私設學術講習会に関する件」>《毎日申報》第2271号付録, 1913年5月9日付), 慶尚南道の場合は4月15日であった(1913年4月15日, 学収第251号通牒, 内務部長発各府尹郡守宛「私設學術講習会ニ関スル件」『朝鮮総督府文書』文教部・慶尚南道教育委員会; 1925~1943例規, 文書番号5〔大韓民国総務處政府記録保存所所蔵〕)。

第二章 「国語講習会」「国語講習所」の実態

第一節 「国語講習会」「国語講習所」の実態に関する史料状況

前章第一節で述べたように, 朝鮮総督府は「朝鮮総督府報告例」により, 早くから「国語講習所」の実態を把握できていたと考えられるが, 三・一独立運動以前, 実際に総督府が『朝鮮総督府官報』に掲載・公表した「国語講習会」の状況報告は, 管見の限り次の2件のみである^{*1}。

- A. 1912年12月19日号「国語講習会状況」(1912年10月1日現在) 忠清北道
B. 1917年4月25日号「国語普及ニ関スル施設調査」(1916年) 朝鮮全道

また, このほかに, 朝鮮総督府は「地方費補助中各種学校ノ補助」をおこなった「国語講習

会」に関する「所在地並事業ノ概要」等の報告を得ていた。若干ではあるがこれに関する史料が『朝鮮総督府文書』の中に残っている。

- C. 1913年1月9日付、江原道長官報告「私立学校其他補助ノ件」
- D. 1914年1月13日付、江原道長官報告「私立学校並国語講習会経費補助ノ件」
- E. 1914年2月26日付、忠清北道長官報告「各種学校補助ニ関スル件」
- (F. 1914年4月6日付、慶尚南道長官報告「私立各種学校補助ノ件」…国語講習会なし)

本来、各道からの報告は、「国語講習会」への補助がなくても「F」のように残ってしかるべきであり、また、毎年これに関する簿冊が存在していてもおかしくはないが、『政府記録保存文書索引目録』（第1輯第4巻：日政編，大韓民国総務處政府記録保存所，1982年）には掲載されていなかった。

朝鮮全土を通じた「国語講習会」の状態を知り得る史料は、管見の限り、1916年度中の状況を示すもの（上記B）までない。それ以前の時期については、忠清北道（上記A・E）、江原道（上記C・D）のもののみを入手し得たので、この二道の例を検討し、これに《毎日申報》等に散見される関連記事（なお、道レベル以上の数値は、『毎日申報』では第一章註で示した「国語夜学会」の数値，1911年京畿道の47箇所のほか，1912年平安北道における73箇所が見られる^{*2}）を用いて、三・一独立運動までの「国語講習会」の状態を解明するための一助としたい。

第二節 忠清北道1912年度の「国語講習会」——公立普通学校主導の日本語講習

A（第1表）は「忠清北道」のみで、なおかつ「各郡守ヲ会長トシ公立普通学校教師ヲ講師トセル国語講習会」という限定が付いている。これらは「校名」がすべて「公立普通学校」であったことから、公立普通学校主導の「国語講習会」の例であると考えられる。該当する国語講習会は18箇所存在した^{*3}。この表からは、①校名、②学科目、③期間、④講師数、⑤会員数、⑥会員年齢別（5段階）、⑦会員職業別がわかる。

①の「校名」であるが、忠清北道に当時存在した公立普通学校数が18で^{*4}、つまり、この時期、忠清北道では公立普通学校をすべて動員して、この「国語講習会」を積極的に推進したことを意味する。

②の「学科目」は「国語講習会」でありながら、「国語」のみを教えていた講習会は18校中、堤川公立普通学校の1校に過ぎず、この期の忠清北道の「国語講習会」ではほとんどの場合、複数学科目を教えていた。特に、「修身」を教授していた講習会が「算術」関係（「算術」11校、「珠算」2校）を超える15校もあったことは特記すべきことで、言葉とともに日本の精神までも教育しようとした姿勢がよく現われている。これは講習会が「公立普通学校教師ヲ講師」としているため、公立普通学校で重視された教科目が、そのまま同じ公立普通学校を母体とした「国語講習会」にも反映されたと考えることができる。このほかには「農業」が6校、「朝鮮語」が1校であった。ただし、学科目間の比率や時間数は不明である。

③の「期間」は一般に比較的長く、3ヵ月程の短期講習はここでは見られない。4ヵ月が1校あるほかはすべて6ヵ月以上で、8ヵ月が8校と最も多く、最長は1年であった。

第1表 忠清北道の公立普通学校内国語講習会（1912年10月1日現在）

但し、「忠清北道ニ於テ各郡守ヲ会長トシ公立普通学校教師ヲ講師トセル国語講習会」

校名	学 科 目	期間 箇月	講師数 (18年度)	会員数	会員年齢別						会員職業別					公立普通学 校創立年月
					15歳 以下	15 -20	21 -30	31 -40	41 -50	50歳 以上	官 公 吏	農	商	雇 人	其 他	
清州	修身, 国語, 珠算	4	5 (10)	43	-	26	15	2	-	-	1	40	-	1	1	1907.5
清安	国語, 修身	9	3 (5)	29	-	4	16	7	2	-	13	9	4	3	-	1911.6*
鎮川	修身, 国語, 算術	12	2 (5)	13	-	8	3	1	1	-	2	10	-	1	-	1911.10
陰城	修身, 国語, 算術	6	4 (4)	15	-	-	5	6	4	-	7	5	3	-	-	1911.9
槐山	修身, 国語, 珠算	10	3 (5)	23	-	11	10	2	-	-	-	14	6	1	2	1911.9
忠州	修身, 国語, 算術, 農業	10	4 (8)	12	-	10	2	-	-	-	-	12	-	-	-	1906.9
清風	修身, 国語	8	4 (3)	34	4	20	9	-	1	-	2	*31	-	-	1	1912.3*
堤川	国語	8	3 (5)	33	1	4	17	10	1	-	5	2	18	1	7	1911.5
永春	修身, 国語, 算術	8	2 (3)	22	-	4	13	3	2	-	5	10	6	-	1	1912.4*
丹陽	国語, 算術, 朝鮮語	9	3 (3)	27	-	2	12	8	5	-	14	2	2	5	4	1912.4
延豊	修身, 国語, 算術, 農業	8	3 (3)	42	4	10	19	5	4	-	7	23	2	10	-	1912.4
報恩	国語, 修身, 算術	8	3 (5)	36	-	8	14	13	1	-	10	11	-	-	15	1911.9
青山	国語, 修身, 農業	8	2 (3)	54	25	24	5	-	-	-	1	34	-	2	17	1912.4
黄澗	修身, 国語, 農業	8	3 (5)	37	1	9	16	7	4	-	10	10	3	4	10	1911.4
永同	修身, 国語, 算術	9	4 (6)	41	-	13	14	14	-	-	13	12	13	-	3	1910.7
沃川	修身, 国語, 算術, 農業	6	3 (4)	70	14	29	21	5	1	-	2	59	5	4	-	*1909.7
懷仁	修身, 国語, 算術, 農業	8	4 (3)	48	8	18	17	4	1	-	3	39	-	1	5	1912.4
文義	国語, 算術	10	2 (3)	24	-	7	13	4	-	-	6	10	2	5	1	1912.5
計	18校		55(83)	603	57	207	221	91	27	-	101	333	64	38	67	

出典：「公立普通学校内国語講習会調査表」『朝鮮総督府官報』第117号，1912年12月19日号。

但し、「講師数」の「(18年度)」および「公立普通学校創立年月」は、朝鮮総督府学務局『大正七年朝鮮諸学校一覧』1919年1月，97-102頁（渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第53巻，龍溪書舎，1988年3月編集復刻）により作成した。

備考※「校名」は、原表では各学校名の後に、「公立普通学校」が記載されている。

※「清風」校「農」の「*31」は、原表では「3」であるが、「農」の会員数合計と「会員数」から修正した。

※原表には「備考」欄もあったが、どの学校の欄にも記載はなかった。

※「講師数」欄に一項目を設け、1918年度の公立普通学校教員数を括弧で示した。

※「創立年月」は、基本的には「公立普通学校」として開校した「年月」であるが、1910年度の『学事統計』によれば、「沃川」校のものは、「補助指定学校」時代の「1909年6月」のことと思われる（朝鮮総督府『学事統計（明治四十三年度）』51頁〔渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第52巻，龍溪書舎，1988年3月編集復刻〕。「沃川」校の場合，1928-30年度『朝鮮諸学校一覧』では「1911年7月」，1932年度では「1910年7月」であった。このほか行末に「*」をつけた校でも，多少のずれが散見された。

④の「講師数」は2名から5名で，5名は1校でむしろ例外的であり，3名が8校と最も多い。「会員数」当りの「講師数」として見れば，一般の学校教育に比べれば密度の濃い語学教育ができそうでもあるが，「公立普通学校教師ヲ講師」という記述から，講師をすべて学校教員としたと

仮定して、参考までに1918年度の『朝鮮諸学校一覧』で学校別の職員数を並べてみると、全教員の約三分の二がかかわっていたことになる。また、1918年度の忠清北道で日本人教員が複数いた学校は、清州3、清安2、忠州2、永同2名の4校しかなく、「国語講習会」において朝鮮人教員が担った部分が大きかったといえよう^{*5}。仮定通りであれば、たいいていの教員は通常の学校勤務に重ならない時間帯で、主として日本語の普及のために拘束され、延長勤務したことになる、かなりの労力を費やさねばならなかったと考えられるが、ほかに講師を雇ったかどうかは不明である。

また、公立普通学校を会場とする限り、必然的に開催時間は授業と重ならない夜間となるため、ほとんどが「夜学会」の形態をとったものと推測できる。

⑤「会員数」603名は、12名から70名と様々で、1校平均にすると33.5名となる。ただし、出席状況や修了状況が不明で、どれだけの人が続けて日本語を学んだかは不明である。

⑥「会員年齢別」で見ると、15-20歳、21-30歳がそれぞれ会員の三分の一を上回る比率を占めた。また、この表から言えば、50歳を超えるものはいなかったことになる。

⑦「会員職業別」で見ると、半数以上(55.2%)を農業従事者が占める。ただし、当時の農業人口は80%以上あったので^{*6}、決して多い数ではない。ここでは「官公吏」が六分の一以上を占めていることに注目したい。これは、公立普通学校が人口の多い地域から優先的に設置されたこと、換言すれば、郡の拠点に設置されたことに関係する。そうであれば、必然的に農業人口は少なくなり、官公吏が多くなる傾向は理解できる。また、それ以上に朝鮮人官公吏にとって、日本語能力を必要とされる状況があったとも考えられる。

前章第一節で述べたように、朝鮮総督府内務部学務局が「国語講習会」にかかわる契機が、道長官会議における忠清北道長官による「国語講習会」への補助要請発言だったことを考えると、この発言の時点で忠清北道では公立普通学校を総動員する形がある程度整っていたこと、またその運営のための財政確保を必要とする状況であったと想像できる。公表された忠清北道の「公立普通学校内国語講習会調査表」は、このような公立普通学校主導の日本語普及機関である「国語講習会」を維持・推進するための一つの模範例となったのではないだろうか。

第三節 忠清北道1913年度の「国語講習所」——警察官・憲兵主導の日本語講習

次に、もう一つ同じ忠清北道の「国語講習会」状況「E」を取り上げ、上記「A」の特徴とあわせて忠清北道の「国語講習会」の拡がりについて検討してみよう。

「E」は1913年度の内務部長官宛忠清北道報告「各種学校補助金ニ関スル件」中の「国語講習所」に関する報告であり、これに若干手を加え(第2表)として掲げる。

原表には、①場所、②開設年月日、③設立者又は指導者職氏名、④教師職氏名、⑤生徒数、⑥補助金額が掲載されているが、「設立者又は指導者職」および「教師職」のほとんどに憲兵または巡査(補)がかかわっていることから、最寄りの憲兵分隊・分遣所、または警察署・巡査駐在所を記載した^{*7}。「設立者又は指導者職」および「教師職」では、明確に日本人と判明しているものには二重下線をつけた。

さて、(第1表)の「国語講習会」から一年後の状況を示すこの(第2表)の「国語講習所」であるが、この二者間にはほとんど共通性・関連性が見出せない。数字の上では、1912年度の18箇所から1913年度の17箇所へ、1減であるが、まず、「開設年月日」が1912年10月以降のものは「A」と重なることはないので、ここから、(5)・(6)・(7)・(12)・(15)・(17)の6箇所は除かれ

る。また、そもそも「A」は、「公立普通学校教師ヲ講師トセル」「国語講習会」であったが、「E」には「教師職氏名」にも「設立者又ハ指導者職氏名」にも「公立普通学校教師」は記載されていない。そこで、公立普通学校の位置を『朝鮮諸学校一覧』で確認、郡別に整理し、その横に1914年3月の全国的な府郡廃合に伴い変更された名称を「→」で加え、公立普通学校の位置と同じ郡・面に位置する「E」の各「国語講習所」を並べ、(第3表)を作成した。【忠清北道主要地名図】(別掲)をも参照し、この表で位置関係を照合しようとしたが、既に面単位で異なっており、同一である可能性のあるものはほとんどない。ここから、少なくとも(第2表)のほとんどの「国語講習所」は公立普通学校を会場とはしていなかったと言える。あるいは全く別の運営組織であった可能性の方が強い。特に、(6)・(13)・(14)・(15)・(17)の5箇所は、「巡查駐在所」の名称と、「場所」の里名までが同一であり、なおかつ「設立者又ハ指導者職」または「教師職」に「巡查・巡查補」が見られるため、少なくともこの5例については、かなりの確率で巡查(補)がその巡查駐在所、あるいは近隣に会場を借用して、巡查主導の日本語教育を進めたとの推測が可能である。「憲兵分遣所」にしても、(4)・(5)・(7)・(10)・(16)の5箇所は「分遣所」名と里名の一致が見られるので、「巡查駐在所」と同様な状況が考えられる。

第2表 1913年度の忠清北道における「国語講習所」

場 所	管轄憲兵隊、警察署	開設年月日	設立者又ハ 指導者職	教師職	生徒数	補助金額
(1)青山郡南面猪項里	(沃川分隊)	1912. 6. 1	憲兵・農	憲兵	40	4円68銭
(2)黄澗郡梅下面林山里	(秋風嶺分遣所)	1911.12. 1	憲兵・農	憲兵・全	70	8. 30
(3)黄澗郡上村面勿閉里	(秋風嶺分遣所)	1912. 4. 日不詳	憲兵・農	憲兵	30	3. 51
(4)報恩郡山外面南岳里	★南岳里分遣所	1910. 8.21	農	憲兵外・農	36	4. 18
(5)忠州郡徳山面東倉里	★東倉分遣所	1913. 4. 2	農	憲兵及補助員	23	2. 67
交互教授						
(6)丹陽郡北一面梅浦里	★梅浦里巡查駐在所	1913.10. 1	巡查	巡查	10	1. 17
(7)忠州郡薪石面龍院	★龍院分遣所	1913.12. 1	憲兵・農	憲兵・農	37	4. 54
(8)忠州郡柳等面梅山里	(忠州分隊)	1912. 8.20	憲兵・農	憲兵・農	24	2. 79
(9)忠州郡福城面龍院	(忠州分隊)	1912. 3.15	憲兵・農	憲兵・農	37	4. 34
(10)清州郡山内一面米院	★米院分遣所	1911. 3. 1	面長	農	30	3. 55
・憲兵及補助員 ・憲兵及補助員						
(11)鎮川郡龍井	(鎮川分隊)	1912. 3. 6	面長・農	憲兵・農	35	4. 12
(12)鎮川郡梨谷面	(鎮川分隊)	1913. 4.15	憲兵	農	24	2. 84
(13)槐山郡東中面七星岩	★七星巖巡查駐在所	1912. 6.17	面長	巡查・巡查補	21	2. 61
(14)槐山郡仏頂面牧渡里	★牧渡巡查駐在所	1911.12.22	農	巡查・巡查補	24	2. 94
(15)文義郡二道面外川里	※外川巡查駐在所	1913. 2.28	里長	巡查補	35	4. 17
(16)延豊郡水安堡	★水安堡分遣所	1911. 3.	面長	憲兵	18	2. 06
(17)永春郡魚上川面任縣里	★任縣里巡查駐在所	1913.11. 1	巡查・巡查補	巡查・巡查補	15	1. 75

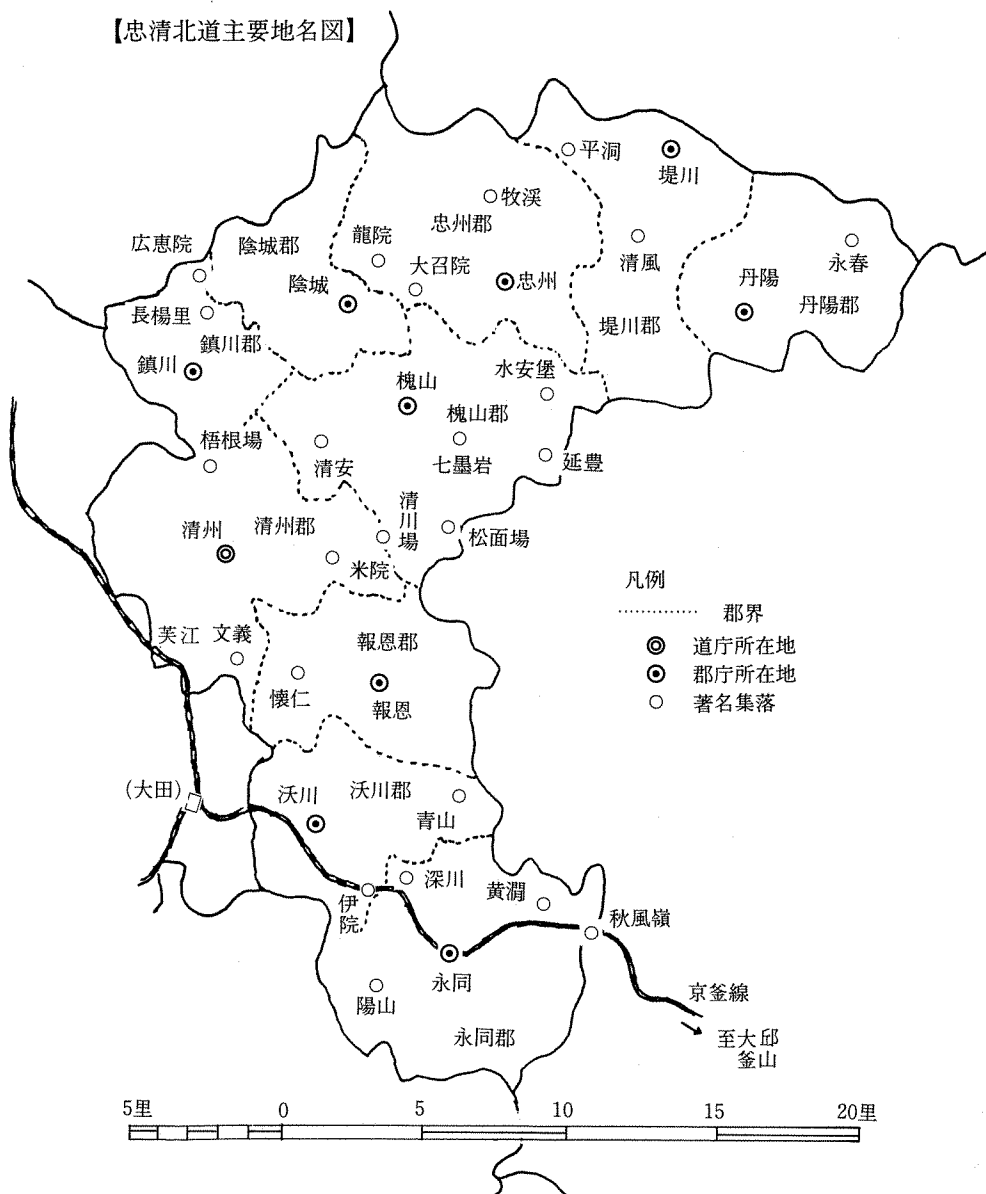
備考：忠北学第122号1914(大正三)年2月26日、内務部長官宛忠清北道長官報告「各種学校補助金ニ関スル件」(1914年2月27日印学補第600号「私立学校並国語講習会経費補助ノ件」『朝鮮総督府文書』学務；1914年「私立学校雑件」文書番号9)をもとに作成。

★：1910年12月10日、朝鮮総督府令第56号「朝鮮駐節憲兵隊管区及配置表」中、「管轄分派遣所」の名称位置が面レベルで一致し、かつ「分遣所」名が里レベルで一致するもの。

※：1911年11月7日、朝鮮総督府告示第331号「巡查派出所及巡查駐在所ノ名称、位置別表」の位置が面レベルで一致し、かつ「駐在所」名が里レベルで一致するもの。

※：1912年1月13日、朝鮮総督府告示第3号で「★」の別表中に追加された。

【忠清北道主要地名図】



朝鮮総督府編纂『府郡廃合朝鮮新地図』（京城日報社、1914年6月発行）より忠清北道部分をトレースし、作成した。

一年程度遡るが、忠清北道の日本語普及における憲兵の活動を報じた記事が存在する。1912年5月の報道で、忠清北道では「国語の研究が盛んで、到處憲兵は国語教師だと言っても過言ではなく、地方民は国語の必要を感じ、自発的に研究している模様」*8とあり、1913年度の（第2表）で見た状況は、前年5月の段階でも同様で、「到處憲兵は国語教師」という表現が当て嵌まるほど、憲兵が日本語普及に果たした役割は大きかった。

「開設年月日」で見れば、（第1表）に重なる時期から、既に「国語講習所」を開設していたものがかなり見られる。1912年度に「到處憲兵は国語教師」という事実があったということは、（第

第3表 忠清北道における「国語講習会」「国語講習所」の位置関係

郡 名	1912年度の学校名	位 置	1913年度の「場所」	〔→名称変更後〕	位 置
清州郡	清州公立普通学校 文義公立普通学校	清州面 文義面	(10) 山内一面米院〔→米院面米院里〕 (15) 文義郡二道面外川里〔→清州郡賢都面〕	米院分遣所 外川巡查駐在所 (1912.1~)	米院面 賢都面
槐山郡	槐山公立普通学校 清安公立普通学校 延豊公立普通学校	槐山面 清安面 延豊面	(13) 東中面七星岩〔→七星面〕 (16) 延豊郡水安堡〔→槐山郡〕 (14) 仏頂面牧渡里	七星巖巡查駐在所 水安堡分遣所 牧渡巡查駐在所	七星面 水安堡 仏頂面
鎮川郡	鎮川公立普通学校	鎮川面	(11) 龍井 (12) 梨谷面	〔→梨月面〕	龍井？ 梨月面
陰城郡	陰城公立普通学校	陰城面			
忠州郡	忠州公立普通学校	忠州面	(5) 徳山面東倉里 (7) 薪石面龍院 〔→薪尼面龍院里〕 (8) 柳等面梅山里 〔→利柳面梅峴里〕 (9) 福城面龍院 〔→仰城面龍浦里？〕	東倉分遣所 龍院分遣所 利柳面 仰城面	徳山面 薪尼面 利柳面 仰城面
堤川郡	清風公立普通学校 堤川公立普通学校	清風面 堤川面			
丹陽郡	永春公立普通学校 丹陽公立普通学校	永春面 丹陽面	(17) 永春郡魚上川面任懸里〔→丹陽郡〕 (6) 北一面梅浦里〔→梅浦面〕	任懸里巡查駐在所 梅浦里巡查駐在所	魚上川面 梅浦面
報恩郡	報恩公立普通学校 懷仁公立普通学校	報恩面 懷仁面	(4) 山外面南岳里		山外面
沃川郡	沃川公立普通学校 青山公立普通学校	沃川面 青山面	(1) 青山郡南面猪項里〔→沃川郡青南面両猪里〕		青南面
永同郡	永同公立普通学校 黄澗公立普通学校	永同面 黄澗面	(3) 黄澗郡上村面勿閉里〔→永同郡〕 (2) 黄澗郡梅下面林山里〔→永同郡上村面〕	秋風嶺分遣所	上村面 上村面

備考：公立普通学校の位置は、朝鮮總督府学務局『大正七年 朝鮮諸学校一覧』1919年1月（前掲『日本植民地教育政策史料集成』第53巻）により、府郡廃合後の名称変更は、越智唯七『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』1917年5月（1985年翻刻発行，ソウル，太學社）によった。

1表)の「国語講習会」とは別組織の「国語講習所」が存在していたことを意味する。総督府への報告とは関係のない、経費確保の手段があったのであろうが、具体的なことは不明である。

現時点では、この憲兵の日本語普及活動への「政策的」なかわりを示す一次史料を入手していないが、これを傍証するものとしては、当時の駐劄憲兵司令官兼警務総長であった明石元二郎の伝記中にある多様な憲兵の業務中の「日本語の普及」という項目^{*9}、また、1913年に警務總監部警務課で編集発行した『朝鮮警務例規聚』にあるという「旧学部が編集した日本語読本を

持って住民に説明」する業務^{*10}がこれに準ずる。憲兵も警察官も命令者が同一である憲兵警察制度においては、警察官の業務にしてもほぼ同様であったろう^{*11}。「憲兵警察官憲」が日本語普及に積極的であったことは、政務総監（山縣伊三郎）が憲兵司令官・警務総長（明石元二郎）に対して発した「書堂取扱方ニ関スル件」からもうかがえる。この通牒の前段で「従来国語普及ニ関シ憲兵警察官憲ニ於テ本務ノ傍多大ノ助力ヲ与ヘツ、アルハ深ク其ノ勞ヲ多トスル處ニ有之」と、その功績を評価する部分が見られるのである^{*12}。朝鮮総督府が、憲兵・警察に対して直接「国語講習所」の開設を命じたかどうかは定かではないが、総督府学務局にとって、憲兵・警察の日本語普及における働きは「多大ノ助力」であることを認めるに十分なものであった。

（第1表）と（第2表）を見る限り、公立普通学校関係「国語講習会」と警務機関関係の「国語講習所」は相互に独立して日本語普及にあたっていたようにも思えるが、相互に全く無関係であったのではない。4道22地方の「国語講習会」の状況を報告した「公立普通学校における国語普及施設」（『朝鮮彙報』1916年2月号）には、忠清北道から青山・槐山・清安の三地方の状況が報告されており、このうち、青山地方のものには、講習員減少を未然に防ぐため、「実績を挙げんとして面長里長等と協議し、一面憲兵所の援助を得て、三十五名の会員を得」たという報告があり、出席率は92%と高かった^{*13}。つまり、「公立普通学校」関連施設であっても、「憲兵所の援助を得」ることもあり、時に相互協力しながら日本語の普及にあたっていたのであった。

第四節 江原道における「国語講習所」「国語講習会」

以上は忠清北道の例であったが、他道の状況はどのようなものであったろうか。そこで、忠清北道と同時期の史料で江原道の例を見てみよう。まず、「C」を（第4表）として掲げる。「C」の「大正元（1912）年度管内私立学校其他補助」は「一ハ其優良ナルモノヲ選択シーハ一般指導ノ目的ヲ以テ」行なわれた「補助」であり、1）「優良私立学校」、2）「一般私立学校」、そして3）「私立国語講習所」に対してなされたと報告されている。具体的には、「優良私立学校」4校に35～50円の補助（計185円）と教科書補助^{*14}、「一般私立学校」には「教科書補助」^{*15}、そして「私立国語講習所」にも「教科書補助」——「公立普通学校用国語読本及国語教材補助各一部宛補助」——がなされた。「C」の原表から得られるのは、①郡名、②位置、③教授者、④講習員数であるが、③の「教授者」がすべて憲兵が巡查であったため、忠清北道の場合と同様に、最寄りの憲兵隊・分遣所もしくは警察署・巡查駐在所のうち、その名称が「里」まで同一のものを記し、「面」まで同じものに（ ）を付した。また、△で示した2箇所は管轄と里名は同一だが、面あるいは郡名が異なるものである。

一見してわかるように、1913年の忠清北道における状況に類似しており、明らかに憲兵分・派遣所や警察署・巡查駐在所を拠点として「国語講習所」が置かれていた。

④の講習員数は必ずしも多くなく、30名台の4箇所を除けば、21名以下と比較的言語教育しやすい小規模の「国語講習所」であり、これらの講習所では「補助」された「公立普通学校用国語読本及国語教材補助各一部」が用いられていた。

「備考」中に、1911年11月の改正以降は「憲兵派遣所以下」の配置が不明だと記したが、「憲兵派遣所」「憲兵出張所」には（第5表）のように若干の新設撤廃の動きが見られるにせよ、大枠としては増加傾向にあることから、基本的には1910年12月の配置表が「憲兵派遣所」存在の判定の一つの基準たり得ると判断した。（第5表）には江原道の「憲兵隊配置」にあわせて、朝鮮全道および忠清北道における配置の推移も掲載した。

第4表 1912年度の江原道における「国語講習所」状況

郡名	位	置	教授者	講習員数	最寄りの憲兵隊・分遣所／警察署・巡査駐在所
春川	史内面	倉里	憲兵	8	倉里分遣所★
全	北山外面	内坪里	全	21	内坪里分遣所★
洪川	化材(→村)面	城山里	全	9	城山里派遣所★花(→化)村面
華川	下西面	鋤吾芝里	全	10	
全	上西面	山陽里	全	33	山陽里分遣所★, ☆
全	東面	芳川里	全	20	
金城	西面	塔巨里	全	17	塔巨里分遣所★, (塔巨里巡査駐在所; 1913.3~)
全	北面	堂峴里	巡査	15	(堂峴分遣所★), 堂峴巡査駐在所*
全	東面	昌道里	全	17	金城警察署管内; 昌道里巡査駐在所=金城郡岐城面*△
鉄原	葛末面	芝浦里	憲兵	33	芝浦分遣所★
平康	高挿面	土城里	全	6	土城分遣所★, ☆
伊川	楽壤面	支下里	全	9	支下里分遣所★, ☆
淮陽	上郡(→初)北面	道納里	全	12	道納里分遣所★
寧越	下東面	玉洞	全	30	玉洞里分遣所★, ☆
平昌	北面	後?(→延?)坪里	巡査	6	平昌警察署管内; 延坪里巡査駐在所=寧越郡北面*(~1913.3)△
全	美灘面	平安里	巡査	13	平安巡査駐在所*
江陵	城山面	邱山里	全	13	邱山里巡査駐在所*
蔚珍	遠北面	興富洞	憲兵	8	(興風洞巡査駐在所*)
全	近北面	梅花洞	全	21	(竹辺洞分遣所★)
三陟	遠徳面	臨院津	全	35	臨院津警察署☆, (梧底洞巡査駐在所*)
計	20ヶ所			336	

備考：1913年1月9日付江原道長官報告「私立学校其他補助ノ件」(『朝鮮総督府文書』学務; 1913年「私立学校関係書類」文書番号1)；「私立学校及国語講習所状況」のうち、「私設国語講習所」の部分。

★：1910年12月10日，朝鮮総督府令第56号「朝鮮駐節憲兵隊管区及配置表」中の「管轄分派遣所」の「名称位置」が面レベルで一致するもの。「1911年11月7日」改正の「別表」には「憲兵派遣所以下ノ配置ハ朝鮮駐節憲兵隊司令官之ヲ定ム」とだけ記され，以後，官報からは確認できない。

☆：三府一庁四十三県台湾樺太朝鮮及関東州『改正新旧対照市町村一覧——諸官衙名称位置区画附其里程図』(鍾美堂，1913年4月)から判明するもの。

*：1911年11月7日，朝鮮総督府告示第331号「巡査派出所及巡査駐在所ノ名称，位置別表」の「位置」が面レベルで一致するもの。

江原道における(第5表)の「分遣所」「派遣所」「出張所」の数値に比べ，(第4表)の「分遣所」の数値が多すぎるが，これには「派遣所」あるいは「出張所」が含まれていると解釈したい。

また，憲兵分遣所にとどめず，派遣所や出張所まで含めて考えると，1912年度の忠清北道(第1表)で見られたような，公立普通学校の「総動員」という形で憲兵隊関係の施設がすべて日本語普及機関として動員されたのではないことがわかる。

次に，同じ江原道の翌1913年度の報告「D」を(第6表)として示そう。

原表は，補助金額とその対象の「国語講習会」名称とを報告する表と，「国語講習会」の場所，講習期間，一日当りの講習時間，講師，講習員数を報告する表の二枚になっていたが，これらをあわせ，さらに行末に「公立普通学校」や「郡庁」等の「位置」を新たに付け加えた。

第5表 1910年代における憲兵隊配置数の推移

年末	江 原 道					合計	忠 清 北 道					合計	朝 鮮 全 道					合計
	憲兵隊本部	憲兵分隊	憲兵分遣所	憲兵派遣所	憲兵出張所		憲兵隊本部	憲兵分隊	憲兵分遣所	憲兵派遣所	憲兵出張所		憲兵隊本部	憲兵分隊	憲兵分遣所	憲兵派遣所	憲兵出張所	
1910												13	77	502	61	0	653	
1911	1	10	5	51	40	107	1	4	3	17	13	38	13	78	54	410	379	934
1912	1	10	5	47	44	107	1	4	3	17	13	38	13	78	57	394	413	955
1913	1	10	9	39	48	107	1	4	5	14	18	42	13	78	107	327	443	968
1914	1	10	10	37	51	109	1	4	4	12	20	41	13	78	99	317	501	1008
1915	1	10	10	37	51	109	1	4	5	10	22	42	13	78	99	316	528	1034
1916	1	10	10	35	53	109	1	4	4	10	24	43	13	77	96	318	551	1055
1917	1	10	10	33	58	112	1	4	4	7	28	44	13	78	98	288	592	1069
1918	1	10	10	91	1	113	1	4	4	34	1	44	13	78	98	877	43	1109

出典：朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』1911～1918各年版；

「憲兵隊配置」または「憲兵隊及（同）職員」表より作成。

第6表 1913年度の江原道における「国語講習会」状況

補助金額	国語講習会名称	場 所	講習期間 (箇月)	講習時間 (一日当)	講師	講習員数	位 置
金拾円	春川公立普通学校内国語講習会	春川公普内	4	2	公普教員	70	春川郡春川面
金五円	洪川公立普通学校内国語講習会	洪川公普内	2	2	全	16	洪川郡洪川面
金五円	横城公立普通学校内国語講習会	横城公普内	2	2	全	22	横城郡横城面
金五円	原州公立普通学校内国語講習会	原州公普内	2	2	全	25	原州郡原州面
金五円	平昌郡庁内 国語講習会	平昌郡庁内	1.5	2	全	20	郡内面邑内*
金五円	寧越郡庁内 国語講習会	寧越郡庁内	1	2	全	25	郡内面永興里
金五円	旌善公立普通学校内国語講習会	旌善公普内	2	2	全	20	旌善郡旌善面
金五円	平海郡上里面事務所内国語講習会	平海郡上里 面事務所内	2	2	全	35	平海郡上里面
金五円	蔚珍公立普通学校内国語講習会	蔚珍公普内	1週間	2若クハ3	全	75	蔚珍郡蔚珍面
金五円	三陟公立普通学校内国語講習会	三陟公普内	1	2	全	未詳	三陟郡三陟面
金五円	江陵公立普通学校内国語講習会	江陵公普内	1.5	2	全	40	江陵郡江陵面
金五円	襄陽公立普通学校内国語講習会	襄陽公普内	3	2	公普教員	32	襄陽郡襄陽面
金拾円	杆城公立普通学校内国語講習会	杆城公普内	12	2若クハ3	全	28	杆城郡杆城面
金拾円	高城公立普通学校内国語講習会	高城公普内	2	2	全	65	杆城郡高城面
金拾円	通川公立普通学校内国語講習会	通川公普内	2	2	全	48	通川郡通川面
金拾円	淮陽公立普通学校内国語講習会	淮陽公普内	50日	2	全	54	淮陽郡淮陽面
金拾円	金城公立普通学校内国語講習会	金城公普内	3	2	全	30	金化郡金城面
金五円	平康公立普通学校内国語講習会	平康公普内	2	2	全	22	平康郡平康面
金五円	伊川公立普通学校内国語講習会	伊川公普内	1	2.5	全	25	伊川郡伊川面
金五円	安峽公立普通学校内国語講習会	安峽公普内	1	2	全	18	伊川郡安峽面
金五円	鉄原公立普通学校内国語講習会	鉄原公普内	2	2	全	22	鉄原郡鉄原面
金拾円	華川公立普通学校内国語講習会	華川公普内	3.5(隔日)	2	全	78	華川郡華川面
金拾円	楊口公立普通学校内国語講習会	楊口公普内	2	2	全	86	楊口郡楊口面
金五円	麟蹄公立普通学校内国語講習会	麟蹄公普内	1	2	全	40	麟蹄郡麟蹄面
計百五十円		24ヶ所		896+α			

備考：朝鮮総督府1914年1月15日印，学補第166号「私立学校並国語講習会経費補助ノ件」中，江原道長官報告「国語講習会」・「国語講習会状況取調書」（『朝鮮総督府文書』学務；1914年「私立学校雑件」文書番号9）より作成。

公立普通学校の位置は、前掲『大正七年 朝鮮諸学校一覧』139-143頁、郡庁の位置は、前掲『改正新旧対照市町村一覧』608頁によった。なお、『朝鮮総督府統計年報（明治四十三〔1910〕年）』（朝鮮総督府、1912年12月発行）の巻末「付録」にある「道ノ管区」によれば、平昌郡庁の位置は「郡内面邑中里」となっている。

忠清北道でもそうであったが、この江原道においても1912年度に「補助」を受けた（第4表）の「国語講習所」と1913年度に「補助」を受けた「国語講習会」はそれぞれ別組織のものと言え、同じものは見当たらない。

（第6表）の一番の特徴は、「講師」がすべて公立普通学校の教員であったことで、表中の24箇所のうち、「公立普通学校」内に「国語講習会」を置いているところは21箇所、これは当時の江原道の公立普通学校数25校には及ばない。しかし、「国語講習会」を置いていなかった残りの公立普通学校を確認すると、平海公立普通学校（蔚珍郡平海面）、平昌公立普通学校（平昌郡平昌面）、寧越公立普通学校（寧越郡寧越面）の3校は、該当郡の「面事務所」あるいは「郡庁」で役所主催の「国語講習会」が公立普通学校教員を講師として開かれている。つまり、全く施設が無かったのは金化公立普通学校（金化郡金化面）のみであった。江原道の公立普通学校系列で行なわれた「国語講習会」の「講習期間」は、忠清北道のものに比べれば、全体として短期講習であり、杆城公立普通学校の1年を例外として、1ヶ月5校、2ヶ月10校が主流であった。講習員数の規模を見ると、同じ江原道の憲兵・巡査中心の「国語講習所」（第4表）より二倍以上の講習員数を抱え、より学校に準じた様相をとっていたと想像できる。参考までに「補助金額」を見ると、憲兵等が進めていた忠清北道の「国語講習所」（第2表）より全体的に補助金が高めである^{*16}。

このほかには、1914（大正三）年4月6日の慶尚南道長官報告（F）「私立各種学校補助ノ件」があるが、「国語講習会」への補助は報告されていなかった^{*17}。

第五節 朝鮮全道1916年における「国語普及ニ関スル施設調査」

最後に、総督府が公表した朝鮮全道の「国語講習会」に関する最初の統計である「国語普及ニ関スル施設調査」（1916年）を（第7表）として掲げよう。

ここから確認できる項目はそれほど多くはなく、①道名、②開設箇所、③受講者数、④講師数及び「備考」である。この段階では「全ク施設ナキ」府郡は、2府23郡1島であり、ほとんどの府郡で「国語講習会」が開設されていたのであった。

ところで、忠清北道に注目してみると、忠清北道では「国語講習会」「国語夜学会」等の施設は19箇所と最も少ない。しかし、一箇所当りの受講者数は約50名で、飛び抜けて高い。ここから、忠清北道の日本語普及に関する施設は学校的な様相を想起させる。

さらに、「備考」の最初の項目から、この表が「警察官憲ノ主催ニ属スルモノヲ除キタルモノ」であり、本章第二節、第三節の考察から、これが第二節（第1表）の「公立普通学校」系列であるということが推察できる。つまり、忠清北道の「開設箇所」は少ないが、これ以外にも「警察官憲ノ主催ニ属スル」日本語普及施設が存在し、統計上組み込まれていないだけだという可能性が高い。しかし、「国語講習会」が何年も継続できたかどうかについては疑問で、（第3表）から1912年度の「沃川郡」には沃川と青山の2校があったにもかかわらず、1916年には存在していないという状況を読み取ることができる。

第7表 「国語講習会，国語夜学会等国語普及ニ関スル施設調査」1916年

道 名	開設箇所 a	受講者数 b	b/a	講師数	備 考
京 畿 道	60	2,072	34.5	188	仁川，廣州，楊州，加平，始興，江華ノ一府五郡
忠清北道	19	965	50.8	84	沃川郡
忠清南道	82	1,756	21.4	139	青陽，天安，唐津ノ三郡
全羅北道	68	2,035	29.9	147	群山，金堤，淳昌ノ一府二郡
全羅南道	29	1,076	37.1	115	珍島，靈岩ノ二郡
慶尚北道	47	1,402	29.8	149	榮州，清道，善山，鬱島ノ三郡一島
慶尚南道	105	2,333	22.2	185	東萊，固城，晋州，密陽ノ四郡
黄 海 道	66	1,850	28.0	191	
平安南道	51	1,032	20.2	156	寧遠郡
平安北道	60	1,566	26.1	191	
江 原 道	69	2,066	29.9	211	
咸鏡南道	136	2,968	21.8	224	甲山郡
咸鏡北道	43	1,335	31.0	85	鏡城郡
総 計	855	22,456	26.3	2,065	

備考

一，本調査ハ公私立普通学校教員其ノ他ノ主催ニ係ルモノニシテ警務官憲ノ主催ニ属スルモノヲ除キタルモノナリ

二，受講者数ハ会期ノ三分ノ二以上出席シタル者ノミヲ掲載セリ

三，各府郡島中全ク施設ナキハ二府，二十三郡，一島ナリ

出典：「国語普及ニ関スル施設調査」『朝鮮総督府官報』第1415号，1917年4月25日号。263-264頁による。ただし，b/aは追加した。

第二章第二節から第四節まで，忠清北道と江原道を例として，具体的な「国語講習会」「国語講習所」の実態を検討してきたが，「A」については「各郡守ヲ会長トシ公立普通学校教師ヲ講師トセル国語講習会」という限定が付き，「C」～「F」は「地方費補助中各種学校ノ補助」を行なった場合の報告という限定が付いている。よって，例えば「F」の慶尚南道では「補助金」を支出した「国語講習会」としては皆無だが，当時慶尚南道に「国語講習会」「国語講習所」が存在しなかったのではない^{*18}。また，「B」の「国語講習会，国語夜学会等国語普及ニ関スル施設」の調査でさえ，「警務官憲ノ主催ニ属スルモノヲ除キタルモノ」という限定が付されている。

紹介した史料からは，公立普通学校（教師）が中心となって組織・運営されたものと憲兵・警察の警備機関が中心となって進めたものが比較的明確に別系統の如くに現われ，前者に「国語講習会」，後者に「国語講習所」という名称を用いていたようであるが，他道の例やこの用語の規定に関する史料を得られず，今後の課題として残った。

なお，朝鮮総督府学務局は三・一独立運動後の1921年1月，『国語普及の状況』という冊子を発行しており，この中の「国語普及の施設」に関する第二項目で「国語講習会を開催すること」が取り上げられ，次のように記されている。

「一般社会に対し国語を普及せむか為には国語講習会の開催を奨励し全鮮各郡之を開催せざる所なき状況なり

国語講習会は概ね短期間にして間々昼間之を開催するものゝ外概ね夜間業務の余暇に学習せしむ

るか為夜学会として開催するもの少からず

講習会を主催するものは府、郡庁の吏員、警察官憲、学校職員、会社、工場等にして間々地方有志の個人主催するものあり概ね無報酬にて之か教授の任に当り講習員より何等費用を徴せざるを例とす

講習員は成年男子最多しと雖も多少の女子あり又時に齢古稀を超ゆる老人にして毎夜熱心出席し多少の国語を学び得たる後官庁を訪問し得々として之を使用する等の笑話少なからず地方に於ける老年の面吏員、郡庁員等にして国語を解するものの中には国語講習会に於て国語を学修したるもの少なからず

昨年騒擾以来国語講習会は頗る不振の状況に在りて一時之か開催を見合わせたもの多し^{*19}

主催の多様さ、講習員の状況等、三・一独立運動後までの「国語講習会」の概要を知ることができるが、最後の部分に「昨年騒擾以来国語講習会は頗る不振の状況に在りて一時之か開催を見合わせたもの多し」という記述が見られる。これは、朝鮮総督府＝日本の支配に対して真っ向から行動に立ち上がった朝鮮人の独立運動を境として、最も日本的ともいえる日本語という言語に対する朝鮮民衆の態度が明確に示されたものと受け取れる。その状況を総督府自身が「頗る不振」という表現で示したのであった。

1910年代、小規模ながら広く行なわれていた「国語講習会」は三・一独立運動を基点としてその状況が一時、一気に衰退した。その後の「国語講習会」が、1920年代、民族教育として「夜学」設置が進む、いわゆる「民族夜学」の台頭という新たな状況の中で、どのような変化を行なったのかは、今後の課題としたい。

第二章 註

- *1 「私設學術講習会」についても、古川論文（〈日帝時代初等教育機関の就学状況——不就学児童の多数存在と普通学校生の増加〉《教育史学研究》第2・3輯、ソウル大学校教育史学会、1990年2月、142頁）が指摘するように総督府レベルの統計、諸学校一覧には登場せず、植民地統治期、主に1930年以降に各府郡で発行された『道勢一斑』『道勢一覧』のいくつかにのみ概括した数値が見られる。
- *2 平安北道のデータでは、教師が30名、生徒337名となっており、単純計算でも教師が一人2箇所以上掛け持ちをしなければ成立しない。誤植であるのか、あるいは事実そのようであったのかについては不明。
- *3 大韓帝国時代、1906年9月24日勅令第48・49号により、1首府13道11府332郡の行政区分であった朝鮮は、1910年8月の「韓国併合」時には1首府13道11府317郡であった。このとき忠清北道は18郡（清州・懷仁・報恩・青山・黄澗・永洞・沃川・文義・鎮川・清安・陰城・槐山・延豊・忠州・清風・堤川・丹陽・永春）であったが、1914年3月1日の府郡廃合により、忠清北道の郡数は10郡になった。（孫禎睦（ソンジョ・ンモク）『韓國地方制度・自治史研究（上）——甲午更張～日帝強占期』ソウル、一志社、1992年4月、80-81、154頁。）公立普通学校の設置がこの旧18郡の一つずつであり、まさに拠点配置の原則が読み取れる。
- *4 朝鮮総督府学務局『朝鮮諸学校一覧』（1918年度版）（渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第53巻、龍溪書舎、1988年3月編集復刻）の「創立年月」から判断した。「創立年月」は（第1表）右に掲載した。

- *5 *4 で使用した史料に同じ。
- *6 朝鮮人全道人口15,169,923人中、農業者12,308,893人で百分率は81.14%、忠清北道に限ると人口675,421人中、農業者560,736人で83.02%（1912年12月末）であった（朝鮮総督府『大正二（1913）年度 朝鮮総督府統計年報』1915年3月刊行、21頁、88-89頁）。
- *7 「朝鮮駐衛兵隊ノ管区及配置表」、「警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊憲兵分遣所名称位置管轄区域表」は総督府初期、大きく1910年12月10日、1911年11月7日、1913年3月20日、1914年2月27日に改正されており、「警務部及警察署名称位置及管轄区域表」は1910年11月15日、1911年11月7日、1913年3月20日、1914年2月27日に改正されている。したがって、1913年度の状況を示す1913年3月20日改正（同年4月1日施行）の各表（『朝鮮総督府官報』1913年3月20日号外、朝鮮総督府令第22,23,24号）を用いて判断した。
- *8 <忠北の新現象／忠清北道警務部長桜井少佐談>《毎日申報》第1975号、1912年5月19日付。
- *9 「軍事警察に加ふるに、一般の普通警察に属する職務を兼ね、更に加ふるに左の事務をも掌る」として22項目列挙された後に、「右の他、日本語の普及」云々として登場する（小森徳治『明石元二郎』（上）、原書房、1968年、448-449頁）。
- *10 孫禎陸《前掲書》、111頁。
- *11 このほか普通警察業務には1911年1月9日、朝鮮総督府警務総監部訓令甲第1号「普通警察報告例」で「半年報」として定められた「朝鮮人日語解得者表」の調査・報告がある。これは、1912年1月24日、朝鮮総督府警務総監部訓令甲第4号「警察報告例」中の「半年報」、「朝鮮人邦語解得者表」として引き継がれているが、この発祥は韓国統監府時代にまで遡る。1910年6月18日、統監府訓令第8号として改正された「普通警察報告例」においても、「半年報」9項目中、「第四 韓国人ニシテ日本語ヲ解スル者ノ数」が存在し、毎年7月15日と1月15日に報告すべきことが規定されていた（統監府『公報』第157号、1910年6月18日号）。なお、改正のもとになった「1906年統監府訓令第7号普通警察報告例」の内容は、『公報』が1907年以降の分しか復刻されていないので、確かめられなかった。
- *12 『朝鮮総督府文書』学務；1911-1914例規綴、1912年11月22日学第732、733号「書堂取扱方ノ件」。この文書は「書堂」政策としても重要なので後日別な形で検討を加えたい。
- *13 「公立普通学校における国語普及施設」『朝鮮彙報』1916年2月号、140頁。
- *14 「三百十円補助ノ内前記残額ヲ以テ教科書ノ補助ヲ為セルモノト認メラル」と報告されている（1913年1月9日付江原道長官報告「私立学校其他補助ノ件」中、「私設国語講習会」：『朝鮮総督府文書』学務；1913年「私立学校関係書類」文書番号1）。
- *15 「公立普通学校用教科書全部及び教育身体操書竝ニ教育学教科書補助」（*14に同じ）。
- *16 補助金額が「高め」であっても、絶対額で高いかどうかはよくわからない。参考までに全羅北道が1913年度に予算化した費用中、「私立学校六校補助」に1,170円、「国語講習会」に500円、「国語夜学会」に1,120円が計上されていた（<最近の全北・本道教育費>《毎日申報》第2263号、1913年4月30日付）。（第6表）では24箇所で150円補助、（第2表）では17箇所で60円余の補助にすぎない。
- *17 慶南学第683号、1914年4月6日、朝鮮総督宛慶尚南道長官報告「客年四月十五日付学第七六号ヲ以テ御補助相成度教育費ノ内各種学校補助金参百六拾圓ハ地方費ヨリ金八拾圓ヲ加ヘ合計四百四拾圓ヲ以テ管内私立学校中夙ニ内地人教員ヲ採用シ又ハ多数ノ児童ヲ教養シテ相当ノ成績ヲ挙げ優良ト認ムヘキ左記学校ヘ頭書ノ通補助致度ニ付此段及報告候也」（「私立学校並国語講習会経費補助ノ件」『朝鮮総督府文書』学務；1914年「私立学校雑件」文書番号9）
- *18 例えば、「女子国語講習会」が「晋州大安面一洞々舎内」にあるとか（<女子国語講習会>《毎日申

報》第2244号、1913年4月8日付）、また、「晋州」の「公立普通学校」が「在来行なっていた国語夜学会を更に拡張組織」という記事（〈慶南通信・国語夜学会拡張〉《毎日申報》第2315号、1913年6月29日付）等が見られる。

＊19 朝鮮総督府学務局『国語普及の状況』1921年1月、3-5頁。

む す び

本論文では、「国語」と呼ばれた日本語を、学令児童にこだわらず広く普及させるために設置した「国語講習会」「国語講習所」（「国語夜学会」という名称も用いられた）に着目し、幾つかの史料をもとにその初期状況の一端を明らかにした。

第一章では、まず、植民地支配当初からの目標であり課題であった“日本語を普及する”ために、各地でその方法を模索している状況を示したが、まだ朝鮮総督府としては「国語講習会」に対する十分な掌握を行なっていなかったようである。「国語講習会」への朝鮮総督府の関与は、各道で地方費補助を「国語講習会」に行なう場合、朝鮮総督府へ関連事項を報告するよう命じたことが始まりであると仮定したが、「朝鮮総督府報告例」「別冊」の発掘をまたねばならず、未だ断定できる状態にはない。ただし、「各種学校補助費ニ関スル件」によって、本来「私的」に行なっていた「国語講習会」が、一部の私立学校と同様に総督府への「報告」によって事実上「公的」な扱いを受けられるようになったことの意義は大きい。また、「私設学術講習会ニ関スル件」から「私設学術講習会ニ関スル疑義ノ件」が出る過程で、「国語講習会」における警察官署と「公立」学校の位置付けが、朝鮮総督府の中で明確になっていたことがわかった。第二章でその実態の一部を確認したが、少なくとも忠清北道では「公立普通学校」と「憲兵・警察」権力による「国語講習会」「国語講習所」が中心的存在であり、「私設学術講習会ニ関スル疑義ノ件」確定過程においても、この実情が朝鮮総督府によって確認・認識されたと考えられよう。ちなみに、この傾向は第一章第一節註で示したように、既に1911年の報道によっても散見される。結局、これらの通牒により「国語講習会」が「私設学術講習会」とは区別され、優遇されるようになったという意味で、総督府の「国語講習会」に対する政策の画期とすることができよう。

第二章では、忠清北道・江原道の例によりながら、公立普通学校を中心とした「国語講習会」と憲兵・警察が主導した「国語講習所」の特徴を整理することで「国語講習会」・「国語講習所」の実態の解明を試みた。史料の制約から、これが必ずしも朝鮮全道を通した特徴であるとは断定できないが、憲兵・警察権力が主導した1913年度の忠清北道報告を検討した結果から、「国語講習会」には、主に「公立（普通）学校」およびその教員を主導とした系列と、憲兵・警察を主導とした系列が存在したようであることがわかった。これは、第四節で取り上げた江原道の二種類の表からもうかがえ、また1916年度の朝鮮全道の統計に「警務官ノ主催ニ属スルモノヲ除」いた旨の記載がされていることから推測される。「公立普通学校」が会場・教師総ぐるみに近い状態で推進された1912年度の忠清北道では、「国語」のみならず、「修身」を通して「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基」（朝鮮教育令第二条）いた教育まで行なおうとしていたらしいこと、日本語普及の対象となった人々は、10代後半から30歳程度までの青年・成年が主流であり、職業別では「官公吏」が比較的多く受講している等の特徴が見られた。今後、さらに他の史料の発掘や個別の「国語講習会」例の分析から、その全体的傾向を確認していく課題が残されている。

また、「国語講習会」の創設・発祥の問題と、「公立（普通）学校」－「憲兵・警察」主導の二系列が生じた理由について、また、その二者間、あるいは地方ごとに公立学校と治安機関の意図的・組織的な依頼・協力関係がどのように存在したのかについても、未解明のまま課題として残った。

一般に、日本語普及が公立普通学校を中心として進められたという時、これまでの先行研究や史料制約の関係上、普通学校規則／規程に基づいた「国語」時間数が圧倒的に多い、昼間の児童・生徒に対する教育を想像しやすい。このことは間違いではないが、特に植民地統治初期の段階で、学令児童以外へ広く日本語を普及することも急務であって、本論文で取り上げたような、青年・壮年層への日本語普及とその方法がどこかで必ず問題とされなければならなかったはずである。この役割を果たすことになったのが「公的」な役割を与えられた「国語講習会」であり、その主力は第二章で明らかになったように、公立普通学校（教員）と憲兵（隊）・警察（署）であった。

植民地における支配国言語の普及に教育機関が果たした役割を考えると、全統治期間を通して就学率が低く推移したことを重く見れば、以上のように未就学児童、あるいは非学令の青年・壮年層へ日本語教育を通して働きかけるという「公立学校」の多面的な役割を捉え直す必要があるだろう。狭義に「公立学校」という教育機関のみに限定した場合でも、その役割が多面的であることは以上の通りだが、実際に日本語普及・強制をはじめとした植民地教育の徹底には様々な形で憲兵・警察という治安機関が大きくかかわっていた。このことは決して忘れるべきではない。